

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要 (平成28年法律第95号)

総務省

1. 主な改正内容

働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定の改正を行う。

地方公務員の育児休業等に関する法律

(1) 育児休業等の対象となる子の範囲の見直し

育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加える。

※特別養子縁組の監護期間：民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間
養子縁組里親：将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親委託

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

※介護休業等については、当該法第61条に地方公務員に関する最低基準が定められている。

(2) 介護休業の分割取得

介護休業取得可能期間(3月)を3つの期間に分割して取得できることとする。

(3) 介護のための所定労働時間短縮措置

介護休業とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする制度を設ける。

(4) 介護休業の申出をすることができる非常勤職員の要件の見直し

介護休業の申出ができる非常勤職員の要件を緩和する(②の要件を緩和)。

① 引き続き在職した期間が1年以上	① (同左)
② 介護休業開始から93日を経過する日(93日経過日)を超えて引き続き在職することが見込まれる者(93日経過日から1年を経過するまでに、任期(再度の任用がなされる場合は、その任期)が満了することが明らかな者を除く。)	② 93日経過日から6月を経過するまでに、任期(再度の任用がなされる場合は、その任期)が満了することが明らかでない者

(5) その他

子の看護休暇及び介護休暇を省令で定める1日未満の単位(半日予定)で可能とすること、介護のための所定外労働の免除義務、いわゆるマタハラ等の防止義務などの所要の改正を行う。

2. 施行期日

平成29年1月1日(民間及び国家公務員に係る改正法の施行日と同じ)